

2018年8月17日

JSH 減塩食品リスト掲載申請書をご提出いただいた皆様へ

JSH 減塩食品リスト事務局

JSH 減塩食品リスト掲載申請をされた製品（対照品含む）の官能評価用サンプルの送付について

この度は、第10回 JSH 減塩食品リスト掲載募集にご応募いただきありがとうございました。

さて今回、「A 分類・新規申請」の製品及び「A 分類・修正申請で官能再評価が必要」と通知を受けた製品は、減塩品と対照品について官能評価用のサンプルをご送付いただきたく、以下の通りご案内申し上げます。尚、このサンプル送付については、申請書類に関する審査結果を踏まえて通知するものではありませんので予めご了承ください。（書類審査結果が不可の場合は官能評価を実施しない場合があります）

また「A 分類・修正申請で官能再評価が必要」の通知は、「再評価が必要」である場合に限り、2018年8月24日までに JSH 減塩食品リスト事務局より企業窓口責任者宛てに電子メールで通知します。

記

1. 対象

- ①第10回 JSH 減塩食品リスト掲載申請において「A 分類・新規申請」で申請した製品
- ②第10回 JSH 減塩食品リスト掲載申請において「A 分類・修正申請で官能再評価が必要」と通知を受けた製品

2. 提出先

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-28-8
日内会館 2階 特定非営利活動法人 日本高血圧学会内
JSH 減塩食品リスト事務局 電話番号 03-6801-9786

3. 提出日（JSH 減塩食品リスト事務局への到着指定日）

2018年9月5日（水）午前中（指定日・指定時間帯以外は受理いたしません）

4. 提出物

官能評価用サンプル・・・減塩品と対照品 各2個（30g までの小容量製品は各10個を目安に送付）

【留意事項】相対表示の比較対象品（対照品）が日本食品標準成分表である場合は、対照品と同類同等レベルの自社の通常品を送付すること。また専用ファイル（※）を使用して、送付するサンプルの説明資料を作成し、官能評価用サンプルと一緒に同梱してください。尚、説明資料の電子ファイルは2018年8月27日（月）午前中までに JSH 減塩食品リスト事務局（genen@jpnsnsh.jp）にご提出ください。

（※）【JSH 減塩食品リスト掲載申請者向け】官能評価用サンプルの説明資料と貼付ラベル（会社名）

5. 官能審査用サンプルの送付方法

- ①専用ファイル（※）のシート名「サンプル送付時の貼付ラベル例」を利用して、官能評価用サンプルを梱包する段ボール等に貼付するラベルを作成すること
- ②送付物は温度帯別に梱包し発送すること
- ③賞味期限が 2018年9月9日以降の製品を送付すること

以上